

令和 6 年度第 1 回山梨県出資法人経営検討委員会 会議録

(令和 7 年 3 月 2 8 日掲載)

1 日 時 令和 7 年 2 月 6 日 (木) 午前 9 時 0 0 分～午後 1 2 時 0 0 分

2 場 所 オンライン会議 (山梨県庁防災新館 4 0 6 会議室)

3 出席者

(委員)

新里清高、石山宏、萩原祐基、奈良晶史 (順不同、敬称略)

(山梨県土地開発公社所管課)

知事政策局政策主幹、知事政策局主幹、担当 (1 人)

((公財) 山梨県環境整備事業団所管課)

環境整備課長、環境整備課総括課長補佐、計画担当 (2 人)

((公財) 山梨県農業振興公社所管課)

担い手・農地対策課長、農地活用推進担当 (2 人)

(山梨県住宅供給公社所管課)

建築住宅課長、建築住宅課総括課長補佐、企画担当 (2 人)

(事務局)

行政経営管理課長、行政経営管理課総括課長補佐、行政経営担当 (2 人)

4 傍聴者等の数 0 人

5 会議次第

(1) 開会

(2) 委員長互選

(3) 議事

(4) 閉会

6 会議に付した議題

(1) 開会【公開】

(2) 委員長互選【公開】

(3) 県出資法人経営評価、改革プラン (経営健全化方針) の実施状況及び改定案の審査
について【非公開】

① (公財) 山梨県農業振興公社

② 山梨県住宅供給公社

③ 山梨県土地開発公社

④ (公財) 山梨県環境整備事業団

7 議事の概要

(1) 開会

・委員会の概要について説明を行った。

(2) 委員長互選

・山梨県出資法人経営検討委員会運営要綱第4条第1項の規定により委員長の互選を行い、新里委員を委員長に選任した。

(3) 議事

・県出資法人の経営状況等について総合的な評価を行った。また、各法人の改革プラン（経営健全化方針）の実施状況及び改定案について報告を行い、内容について審査を行った。主な審査内容は次のとおり。

(委員長)

議事に入ります。議事の進行が円滑に行われますよう、ご協力のほどお願いします。まず、事務局から、経営評価書について、概要説明、審査の進め方についての説明を行います。

(事務局)

事前に配布させていただきました資料に基づきまして、経営評価について、概要や審査方法についてのご説明をさせていただきます。

A4縦版「令和6年度県出資法人の経営評価について」をご覧ください。

まず、「1 経営評価について」の(1)経緯・位置付けでございます。行政評価の視点を踏まえた経営評価を、平成19年度より本格実施しておりまして、評価を県民に広く公表しているところでございます。(2)対象法人でございます。昨年度実施した出資法人経営評価の見直しの影響により、本年度の経営検討委員会の評価対象法人は、昨年度の29法人から大きく減り、15法人となっております。これらのうち、今回は、改革プラン対象法人である公益財団法人山梨県農業振興公社、山梨県住宅供給公社、公益財団法人山梨県環境整備事業団について、ご審議をお願いしたく存じます。

次に、「2 経営評価の方法について」ご説明申し上げます。(1)の「評価の視点」ですが、「目的適合性」、「計画性」、「組織運営の適正性」、「財務状況」、「効率性」の5つの評価の視点を、「自己資本比率」や「借入金依存率」等、20項目余の、評価指標に分けて評価しております。(2)の「警戒指標」ですが、特に重要性が高い8から9項目を警戒指標

として設定し、該当した場合は、評価に反映させています。(1) の評価の規定に基づき算定した得点と、(2) の警戒指標の該当数により、AからDの4段階でランクづけしております。

続いて、「3 令和6年度経営評価の状況」についてです。令和5年度決算に基づき実施したところ、公益財団法人山梨県農業振興公社はB評価、山梨県住宅供給公社はC評価、公益財団法人山梨県環境整備事業団はD評価で、昨年度から変動はありませんでした。

次に、本日の審査方法について簡単にご説明いたします。A3 横版の「令和6年度県出資法人経営評価結果総合的所見」をご覧ください。R6 経営評価総合的所見案を中心に、必要に応じて、ファイルの審査対象3法人の経営評価書をご覧くださいと思います。各法人につきまして、法人の目的、事業、評価の概要、総合的所見案のうち、主な内容をご説明いたしますので、ご意見やご質問等がございましたらお願いいたします。また、審査の順番について、経営評価対象法人につきましては、改革プランの審議の前に、まず、経営評価についての審議をお願いしたく存じます。

最後に、経営評価につきましては、第2回検討委員会において残りの12法人をご審議いただく予定でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

(委員長)

事務局から説明がありましたが、委員の皆様、何かご質問ございますでしょうか。

特にないようですので、早速、審査に入ります。

① (公財) 山梨県農業振興公社

(委員長)

まず、事務局から、農業振興公社の経営評価について説明をお願いします。

(事務局)

公益財団法人山梨県農業振興公社についてご説明申し上げます。

当該法人は、法律に基づき、山梨県農地中間管理機構に指定されているため、農地中間管理事業を通じた農地の貸借や、その他就農支援、山梨県奨励品種の生産と供給などを行い、本県農業の維持・発展に取り組んでおります。

経営評価については、過去に保有した農地で売却差損等が生じ、金融機関等からの借り入れに県が損失補償を行っていることから、警戒指標の1つが該当し、前年度と同様にB評価となっております。総合的所見についてです。令和5年度は、農地中間管理事業における農地貸付面積、新規就農者数や県奨励品種等種苗の供給本数が増加上昇したことにより、目的適合性の評点が上がりました。一方、効率性については、プロパー職員の欠員補充や、新たに6次産業化事業に取り組んだことによる人員増等により、人件費率や管理費比率が増加したこと等が要因となって、評定が下がっています。昨年度改定した改革プラ

ンに従った経営を行い、今後も債務の削減に努めるとともに、各関係機関との連携を図りながら、各種事業に取り組むことが期待される旨、また、今後事業量が増加していく、農地中間管理事業や県奨励品種等種苗供給事業等に対応し、本県農業のさらなる発展に取り組むことが期待される旨、記載しております。

事務局からの説明は以上となります。

(委員長)

事務局から説明がありましたが、ご質問ご意見あればお願いします。

(委員)

所見案に、「金融機関からの借入を行う際に県が損失補償しており」とあり、経営評価書の 4 ページ上の法人担当部局の所見の中にも「損失補償」とありますが、この「補償」でよろしいでしょうか。この補償だとすると、借り入れしたときにすでに県が補償を実行したというように読めてしまいますが、文脈的に借入を行う際の信用保証などの保証ではないでしょうか。

(事務局)

今現在県が損失を補償したという事実ではなく、将来法人が支払いできなかった場合に県が代わって償うという信用保証の意味で、債務保証に修正する方が適当かなと感じています。経営評価書の方も修正するようにいたします。

(委員長)

委員の皆様方、他に何かご意見ご質問ありますでしょうか。

(委員)

所見案に、「警戒指標のうち 1 項目が該当し」となっていますが、「1 項目に該当し」の方がよいのではないかと思います。また、総合的所見の文言の統一の観点で、「総合評価は B 評価となっている」となっていますが、住宅供給公社では「C 評価となった」と記載されていますので、どちらかに統一された方がいいのではないかと思います。また、「目的適合性の評点が上がった」「評点が下がった」となっていますが、住宅供給公社では「評点も低下した」となっていて表現が混じっているなので、そろえた方がいいと思います。

また、効率性についてはプロパー職員の欠員補充ということですが、現実には欠員が生じて補充されたのでしょうか。

(事務局)

令和 3 年度は 3 名いたプロパー職員が令和 4 年度は 2 名の状態になりましたが、令和 5

年度に 3 名になり、欠員が補充されたというような形になります。

(委員)

所見案に「事業量が増加していく農地中間管理事業や県奨励品種等種苗供給事業等」とあり将来のことを書いていますが、将来的にも事業量が増加していくことは現時点で確定している状況なのでしょうか。

(事務局)

農業経営基盤強化促進法の改正に伴って農業中間管理事業に関する業務が必然的に増えていくというような経緯があるようで、実際取扱件数が令和 3 年度から比較して令和 5 年度で 1.4 倍になっており、移行期間中の現在も事業が増えている状況があり、令和 6 年度も必然的に業務が増えていくというような状況がございます。

また、現在育てているサンシャインレッドの供給本数が今後増えまして、また令和 6 年度から新たにソワノワールという品種の生産の供給業務を受託することになっており、供給業務の業務量が見込まれるところでございます。

(委員長)

委員の先生方、他に質問がないようですので、農業振興公社の経営評価については以上で審議を終了します。

引き続き、農業振興公社の改革プランの実施状況について、所管課よりご説明をお願いします。

(所管課)

農業振興公社は、昭和 47 年に財団法人山梨県農地開発公社として設立された後、平成 19 年には就農支援センターを開設、平成 25 年には、公益財団法人へ移行し、平成 26 年度に農地中間管理機構として県から指定を受けております。さらに、昨年度からは、農業の 6 次産業化を支援するやまなし農山村発イノベーションサポートセンターを設置するなど、本県農業の持続的な発展のため、時代に応じた様々な事業に取り組み、現在に至っております。

主な事業としましては、公益目的事業としまして、農地利用の効率化を目的とした農地中間管理事業、担い手の確保・育成を目的とした就農相談や研修事業、県内で不足するブドウの苗木を生産・供給する県奨励品種等種苗供給対策事業がございます。収益事業としましては、農地の集積・集約化を促進する土地改良事業の工事発注積算業務の受注等の収益事業に取り組んでおります。また、運営につきましては、昨年度に委員の皆様からいただいたご意見を基に、令和 6 年度から令和 10 年度までを計画期間として改定しました改革プランに基づき、現在経営改善の取り組みを進めているところでございます。本日は令

和 5 年度の決算状況並びに改革プランに基づく取り組みの実施状況についてご説明させていただきます。

それでは資料 1 に基づき、令和 5 年度公益財団法人山梨県農業振興公社の改革プランの実施状況についてご説明させていただきます。

まず初めに、令和 5 年度の決算についてです。1 ページの (1) 収益の状況、正味財産増減計算書をご覧ください。令和 5 年度の決算ですが、経常収益は、受託事業収益や農地中間管理用地貸付等の増加により、事業収益が増加し、それに伴い事業費も増加しましたが、同時に受取補助金も増加したため、当期経常増減額は 1,226 万 7,000 円の黒字となりました。また、当期一般正味財産増減額については、前年度の 916 万円をやや上回り、983 万 8,000 円となりました。

次に 2 ページをお願いします。資産及び負債等の状況についてです。公社が保有する資産は、基本財産の 300 万円その他、特定資産の強化基金引当資産や担い手育成基金引当資産などで、7 億 8,844 万 9,000 円あまりとなっております。負債の部の固定負債の長期借入金につきましては、長期保有農地の売却差損処理のための借入金でございます。長期借入金は、前年度より 600 万円減少しましたが、長期預り保証金が増加したことから、負債の部の合計は 6 億 9,852 万 5,000 円となり、前年度末から 3,190 万 4,000 円の増加となりました。正味財産合計は 8,992 万 4,000 円となり、前年度より 983 万 8,000 円の増加となっております。

続きまして、3 ページをお願いいたします。令和 5 年度の事業の実施状況につきまして、公益目的事業からご説明をさせていただきます。

まず、(1) 農地中間管理事業についてです。この事業は、平成 26 年度から始まった農業振興公社の中心的事業でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、事業を実施する機関として、各県で 1 つ指定をすることができるとされております。本県では、山梨県農業振興公社を指定しております。市町村や関係機関と連携した農地の貸借を通じて、担い手への農地の集積や荒廃農地の発生防止及び解消を図っております。令和 5 年度は、328 ヘクタールの農地を地権者から借り受け、358 ヘクタールを耕作者へ貸し付けました。制度開始より目標としてきました貸付の面積 300 ヘクタールという目標を、令和 4 年度に初めて達成したところですが、令和 5 年度につきましては、令和 4 年度の約 2 割増の貸付面積となりました。

続きまして、(2) 担い手育成対策事業についてご説明します。公社では、本県農業を支える担い手を確保及び育成するため、就農相談のワンストップ窓口として、関係機関と連携しながら、就農支援対策の強化に取り組んできております。令和 5 年度の実施状況は、公社における就農相談に加えまして、県内外で就農相談会を 12 回実施し、オンライン相談を含めて、247 件の就農相談の対応を行いました。また、啓発事業として、農作物の栽培や収穫などの農業体験学習を行う県内の小中学校 19 校に対しまして、必要となる経費の助成を行いました。平成 30 年度から実施しておりますシニア世代就農促進事業では、

概ね 50 歳以上の農業に関心のある世代を就農につなげるため、栽培技術研修を実施しております。果樹野菜コースで、5 コース 37 名が研修を受講しました。さらに、令和 2 年から開始しております、やまなしあぐりゼミナール設置事業では、県が認定したアグリマスターのもとでの実践的な技術研修と、経営管理等の講義を組み合わせた 1 年から 2 年の就農に向けた長期研修を実施しております。31 名が受講しております。

次に 4 ページをご覧ください。(2) 県奨励品種等種苗の増殖、供給事業についてです。この事業は、甲州種ブドウと県オリジナル品種であるサンシャインレッドの苗木の生産と産地への供給を行っているものです。醸造用甲州種については、平成 30 年度から県内のワインメーカーや農家に苗木の供給を開始しており、令和 5 年度は、優良 4 系統の苗木 1,386 本を供給しました。また、令和 3 年度から育成を開始しているサンシャインレッドについては、1,240 本の苗木を全農山梨県本部に供給しました。

次に、(4) 農業の 6 次産業化に関する事業です。令和 5 年度より、県からやまなし農山村発イノベーションサポートセンター事業を受託し、県産農産物の高付加価値化等を図る農業の 6 次産業化に取り組む農業者に対して指導助言を行いました。令和 5 年度は、年間を通じた相談対応の他、研修会の実施や、延べ 41 回の専門家の派遣を行いました。

次に、(5) 収益の確保と長期保有農地の売却差損に係る借入金の返済についてです。令和 5 年度の長期保有農地の売却差損に係る借入金の期末残高は 1 億 2,179 万 3,000 円で、前年度に比べて 600 万円の圧縮を図っております。今後も、土地改良事業の積算業務や、J R 東海から受託しているリニア中央新幹線の構造物による農作物への影響調査業務などの収益事業を安定的に受託し、経営の健全化を図るとともに、借入金の計画的な返済を行うこととしております。

次に、(6) の就農支援資金の早期回収についてでございます。就農支援資金は貸付業務が平成 26 年度から日本政策金融公庫に移行しており、これより以前に貸し付けた債権を回収しております。延滞債務者は 2 名で、令和 5 年度につきましては、12 万 5,000 円の納入があり、返済残額は 199 万 8,000 円となっております。今後も引き続き、延滞債務者との交渉を行い、早期回収に努めて参ります。

最後に、(7) 経費節減の取り組み、(8) 業務に見合う人員組織体制の検討についてでございます。これまで改革プランに基づきまして、プロパー職員の月額給与 5%カット及び事務経費の継続的な節減に努めてきております。また、主要事業である農地中間管理事業の業務量が年々増加する中、農地中間管理事業の貸借情報を管理する業務管理システムの導入や、申請書類の簡素化などにより業務の効率化を図っております。人員についてですが、令和 4 年度については職員の退職や採用のタイミングなどもあり、実質的にはプロパー職員 2 名の体制での運用運営となりました。令和 5 年度につきましては、欠員の補充として職員 1 名を採用して、3 名の体制で業務を行いました。

以上が令和 5 年度の農業振興公社の実施状況になります。

当法人は、毎年実施する事業も増加し、かつ多岐にわたっており、またその業務量も

徐々に増えてきて、本県農業の振興に欠かすことのできない機関となっております。今後
も経営の安定を図るのはもちろんのこと、充実した事業運営が行えるよう、県としまして
も、引き続き様々に支援して参りたいと考えております。

以上でございます。

(委員長)

委員の皆様方、ご質問ありましたらお願いします。

(委員)

資産負債の状況ですが、農地中間管理の貸付が増えたから、長期預り保証金が増えて、
結果として預かったお金が増えたから、預金が増えたというような認識でよろしいでしょ
うか。

(所管課)

農地中間管理事業で、一部農地の上に構築物を建てるような場合は、保証金というものを
預かり金としていただいております、こちらの保証金が令和 5 年度で約 4,000 万円増
えていますので、その影響が一番大きいと思います。

(委員長)

他にご質問はございますでしょうか。

(委員)

資料 1 の 1 ページの (1) 正味財産増減計算書、経営評価書の【経営の状況】ですが、
経常収入が前年度から比べて大幅に増えていますが、当期経常増減額が令和 4 年度と比べ
て経常収入ほどの大きな伸びはなくて、令和 3 年度に比べるとまだ低い状況です。増収に
は繋がっていますが、経費もかなりかさんでるので、効率性が芳しくないのかなと思いま
す。増収の要素と、いわゆる利益ベースが上がらなかったことについてどのように見ている
か教えていただければと思います。

(所管課)

取り組んでいる事業の件数や量が増えているので収入も増加していますが、新しく人を
雇用することに伴って人件費も必然的に増えているため、支出の方も増えているという状
況です。新しく事業を始めている 6 次産業化の事業とか、中間管理事業は公益事業なので、
それを増やしたからといって利益がどんどん上がるわけでもないですし、あとは事業を開
始するときに、イニシャルコストとして、机を買ったりなど費用的な部分も一時的にかか
っているところもあったりするので、収入が増えた分プラスで利益が上がっているという

状況には、決算上はなりにくいと考えています。

（委員）

例えば、備品の購入は資産計上で減価償却してますから、先行投資と言ってもこの費用には入りませんが、人件費等がかさむというところが大きかったことは理解できました。効率性は、引き続き注視されるとよろしいかと思います。

（委員長）

他にご質問はございますでしょうか。

（委員）

改革プランの農地の貸付とか借り受けの面積ですが、累計ですか、単年ですか。

（所管課）

単年度です。

（委員）

5 ページ目の経費削減の取り組みで、5%や 10%カットとありますが、これは前年比ですか、もともとの基準と比べてですか。

（所管課）

前年ではなくて、毎年、決まっている給与額の月額からとなります、もともとのベースアップもある中で、それに対するパーセントカットということです。

（委員）

県オリジナル品種のサンシャインレッドですが、こちらの著作権とか特許は県が保有されているのですか。

（所管課）

関係団体で組織している県オリジナル品種ブランド化推進会議という J A 等も含めた組織で、その品種の育成や管理をしていく形になってるので、醸造用甲州ブドウについては、公社が作って、公社の方で販売という形をとっていますが、サンシャインレッドについては県オリジナル品種なので、全量を全農山梨県本部に販売をする形をとっています。

（委員長）

他にご質問ありますでしょうか。

(委員)

資料 1 の 4 ページの (6) 就農支援資金の早期回収について、延滞者 2 名から 12 万 5,000 円の回収ということですが、延滞者は全部で 2 名ですか。

(所管課)

延滞者は全部で 2 名です。

(委員)

例えば農地間中間管理事業等で契約が終わるときに、途中で管理しなくなり耕作放棄地のように原状回復のお金かかるようなケースがあり得ると思いますが、現実的には、そのような事例はどの程度あるのでしょうか。

(所管課)

そこまで多くはないですが、何件か耕作を途中で放棄してしまって、かつ、ご本人と連絡が取れなくなるというようなケースがあることはあります。昨年は 1 件あって、様々な方法で本人を探したり、法的な手続きもしました。去年は 1 件なので、毎年 1 件か、2 件ぐらいになるかと思います。

(委員長)

他に委員の皆さまご質問がないようですので、以上で、農業振興公社については終了とします。

② 山梨県住宅供給公社

(委員長)

続きまして、住宅供給公社の経営評価について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

山梨県住宅供給公社につきまして、ご説明を申し上げます。

当該法人につきましては、バブル崩壊による住宅団地の販売不振等で損失が発生したことから、現在は県が策定した改革プランに基づき、県からの財政支援を受けながら、計画的に債務の解消を行っております。事業といたしましては、県営住宅の管理を行っており、他には、双葉・響が丘にある利便施設用地の賃貸などを行っておりますが、令和 20 年度を目途に解散する予定となっていることから、事業の縮小整理も進めております。

総合的所見についてですが、借入金依存率が前年度に引き続き 100%を切り、借入金が順調に削減できているものの、固定負債が減少し、流動負債が増加することで、相対的に

流動比率が低下したため、評点も低下しました。一方、令和 4 年度より、一部県営住宅に指定管理者制度が導入され、公社管理戸数が減少したことにより、県営住宅等管理事業の委託料収入が減少し、令和 4 年度と同様の状況であることから、効率性の評点が低下しております。総合評価は、2 つの警戒指標「将来負担見込」と「債務処理補助等」の 2 つについては依然該当しておりますが、「債務超過」につきましては脱却したため、警戒指標が 1 つ減っておりまして、総合評価は D 評価から C 評価に改善しました。なお、令和 5 年度に、第 4 次改革プランを改定したことから、令和 20 年度に予定している公社の解散に向けて、事業の縮小管理を計画的に進めていく必要がある旨を記載しております。

説明は以上になります。

(委員長)

ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様方、ご質問ご意見をお願いします。

(委員)

確認ですが、総合評価が D 評価から C 評価に上がったのでしょうか。

(事務局)

令和 4 年度決算のときに D から C になっているので、引き続き C 評価で令和 5 年度の経営評価は変わりません。

(委員)

所見案の 1 つ目、1 文目に逆接が続いているので、途中で文を切る等修正したらいかがでしょうか。

(事務局)

委員ご指摘のとおり、文の流れがわかりづらくなってますので、いただいたご助言を踏まえて修正させていただければと思っております。

(委員)

1 つ目で言いたいことは警戒指標 2 項目に該当しているので C 評価ということだと思いますし、前年度に評価すべきことが記載されていると思いますので、「過去に発生した事業損失により債務超過の状態が続いていたが」というところは、切ってもいいのではないのでしょうか。

(事務局)

令和 5 年度の記載と同じですので、委員ご指摘の通り削除したいと思います。

(委員長)

他にご意見ございませんでしょうか。

(委員)

警戒指標は重要度が高い項目を 8 項目あげてるものだと思いますが、今回 C 評価になっているのは 2 項目に該当することが原因ですので、「債務処理補助等」ではなく、「将来負担見込」も明確に書いた方が、総合的所見としてはよいのではないかと思います。

(事務局)

承知しました。

(委員)

所見案に「相対的に流動比率が低下した」とありますが、借入金が順調に削減できているものの固定負債が減少し相対的に流動負債が増加という方が、理解しやすいように思いますが、いかかでしょうか。

(事務局)

固定負債については、借入金が順調に削減していたことに伴って減少できたものの、流動負債が増加してしまったので、結果的に流動比率が低下してしまったということを言いたいので、委員ご指摘の通り、流動負債の前に「相対的に」と書く方が文脈的にわかりやすいと思います。

(委員)

「流動負債が増加する」とありますが、「増加した」の方がいいと思います。

(事務局)

承知しました。

(委員)

所見案に「指定管理者制度が導入され、公社管理戸数が減少したことにより県営住宅等管理事業の委託料収入が減少し、令和 4 年度と同様の状況にあることから、効率性の評点が低下した」とありますが、令和 4 年度と同様な状況にあると効率性の評点は減少するのでしょうか。経営評価書の効率性の記載では、人件費率や管理費率が 1 ということで対前期増減率が 10% 以上等となっていて、今回評価対象年度の法人の状況と多少齟齬があるように思います。

(事務局)

(令和 4 年度と比較する視点で記載していなかったの、)「令和 4 年度と同様の状況である」という記載は削除したいと思います。

(委員)

所見案に「令和 5 年度に第四次改革プランを改定したことから」とありますが、「令和 5 年度に改定した第四次改革プランに沿って」とつなげたほうがよいと思います。

(事務局)

改定したのは昨年度ですので、「沿って」という文言の方が、所見としてスムーズな内容かと思いますので、修正させていただきます。

(委員長)

委員の先生方、ご意見ございますでしょうか。ないようですので、質疑は以上とします。引き続きまして住宅供給公社の改革プランの実施状況について、所管課よりご説明をお願いします。

(所管課)

住宅供給公社ですが、改革プランに基づきまして、経営健全化に向けた取り組みを推進してきたところでございます。

令和 5 年度までの第三次改革プランですが、達成状況につきまして簡単にご説明させていただきます。まず、長期借入金の返済ですが、5 年間で約 15 億円の削減を目標としておりましたが、令和 5 年度末で 16 億 3,000 万円を削減したところでございます。また借入金の返済が進んだことで、繰越欠損金につきましても目標より 1 年前倒しで令和 4 年度末での解消となっております。また、県営住宅の管理業務につきましても、令和 4 年度から一部の県営住宅におきまして、民間事業者による指定管理者制度を導入しております。

本年の 4 月からですが、令和 10 年度までを計画期間としました第 4 次改革プランに基づいて取り組みを実施しております。第四次改革プランは、第三次改革プランと同様に、第二次改革プランにおいて明記しました、令和 20 年度を目途とした解散の方針や債務処理の積極的な推進を継続するものとしておりまして、引き続き、住宅供給公社と連携して取り組みを進めて参ります。

それでは、資料 1『山梨県住宅供給公社改革プラン（第三次）実施状況』により、説明させていただきます。資料は、1 ページからの「令和 5 年度住宅供給公社の決算について」、3 ページからの「住宅供給公社改革プラン（第三次）実施状況」で構成されております。

それでは、資料の 1 ページ目をご覧ください。住宅供給公社の令和 5 年度決算について、

損益の状況から説明させていただきます。下の表をご覧ください。

まず、上から、事業収益〔a〕は約 6 億円でございました。その内訳ですが、双葉・響が丘利便施設用地などの賃貸管理事業収益が約 1 億 7,000 万円、県営住宅の管理受託住宅管理事業収益が約 4 億 3,000 万円。これに対しまして、事業原価〔b〕は約 4 億 4,000 万円でございます。内訳ですが、賃貸管理事業費原価が約 3,100 万円、管理受託住宅管理事業原価が約 4 億円でございました。賃貸管理事業原価の約 1,600 万円の減少、及び、管理受託住宅管理事業原価の約 1,000 万円の減少は、職員退職に伴う影響によるもので、人件費の減少と事業に直接関わる職員数の割合が減少したことにより、総務部門の経費割合が増えたことによるものでございます。また、一般管理費〔c〕は約 2,200 万円で、約 820 万円の増加となっておりますが、先ほど事業原価が減少となった理由として説明したように、職員の退職により直接事業に係る職員数の割合が減少し、それに伴い総務部門の経費割合が増加したことによるものでございます。事業収益〔a〕から事業原価〔b〕及び一般管理費〔c〕を除いた事業利益〔d〕は、約 1 億 4,200 万円でございます。これに県からの補助金 2 億 4,000 万円などからなるその他経常収益を加え、山宮南団地の地下埋設物の撤去費などの雑損失からなるその他経常費用をマイナスして、経常利益〔g〕は約 3 億 7,700 万円でございます。令和 5 年度は定期借地権分譲住宅の売却損などの特別損失もございませんでしたので、当期純利益〔j〕は、経常利益と同額の約 3 億 7,700 万円となっております。なお、分譲事業につきましては、平成 22 年度に完売し終了となっております。

続きまして、資料の 2 ページ目をご覧ください。資産及び負債の状況について説明させていただきます。下の表をご覧ください。

保有する資産は、流動資産及び固定資産の合計が 77 億 1,000 万円でございます。主な資産として、固定資産の賃貸事業資産があり、内訳としましては、賃貸施設等資産の賃貸宅地が約 58 億 3,000 万円、定期借地権資産土地が約 4 億 2,000 万円となっております。

前年度に対する増減が大きかった科目について補足説明をさせていただきます。固定資産の長期事業未収金の約 336 万円の減少についてですが、対象となっていた未収金は、県営住宅退去者修繕未収金と山宮南団地家賃未収金であります。相当期間経過したもので、債務者の死亡や住所不明などにより回収が困難な状況であったことから、公社財務規程に基づき、不納欠損処理を行い、整理したことによるものでございます。

続きまして、資料の 3 ページ目をご覧ください。表をご覧ください。

まず、負債の部の合計約 73 億 1,000 万円で、主な科目としては、流動負債の短期借入金がでございます。公社の借入金については、昨年度までは、固定負債の長期借入金に計上されておりましたが、令和 5 年度末の借入金残高が県の貸付上限額約 69 億円を下回ることから、金融機関からの借り入れを 1 年未満の期間での借り入れとすることができましたので、固定負債から流動負債に科目を組み替えたところでございます。

続きまして、資本の部でございます。令和 4 年度末で債務超過状態は解消し、令和 5 年

度の当期純利益 3 億 7,700 万円は余剰金として計上され、資本の部合計は約 4 億円となっております。今後は、公社借入金の返済に充当される、公社事業利益額と県債務処理対策補助金が余剰金として計上され、解散時の資産売却により顕在化する損失額と経理的に相殺される形となります。

住宅供給協公社の令和 5 年度決算については以上でございます。

続きまして、住宅供給公社改革プランの実施状況について説明させていただきます。令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間を計画期間とした第三次改革プランについては、資料 2・3 の通り、当委員会の御審議御意見をいただき、平成 31 年 3 月に策定したものでございます。

まず、(1) 借入金の返済でございます。令和 5 年度は 3 億 5,000 万円を返済しております、令和 5 年度の借入金残高は約 68 億 2,000 万円となっております。

次に、(2) 繰越欠損金の圧縮でございます。県営住宅管理事業を中心に、賃貸施設等管理事業及びその他の事業を適切に実施し、着実に収益を上げ、利益の確保に努めた結果、令和 4 年度の総利益約 3 億 6,000 万円により、繰越欠損金はすべて解消されたところでございます。

続きまして資料の 4 ページをご覧ください。(3) 県営住宅の管理につきましては、令和 4 年度から、県営住宅の一部に指定管理者制度が導入され、その他の県営住宅を引き続き公社が適切に管理しております。

続きまして、(4) 保有資産の整理でございますが、公社保有の山宮南団地 4 棟につきましては、解体工事を令和 3 年度に完了させ、令和 4 年 5 月に借地を返還し、事業廃止したところでございます。

続きまして、(5) 賃貸管理事業の継続でございます。双葉・響が丘事業用地を中心とした賃貸管理事業を引き続き実施したところでございます。第三次プラン期間中に契約期限を迎えた事業用借地契約につきましては、協議の結果、契約の継続が図られております。

(6) ファミ賃事業の対応でございます。平成 28 年に未収金が解消されて以来、未収金は発生しておりません。事業継続中のオーナーは現在 1 者のみとなっており、物件の入居状況や債務の返済状況など経営状況の管理を行っているところでございます。また、公社が直接経営を行っている 1 物件については、賃貸事業を継続し、収益を確保しているところでございます。

(7) 要員計画でございます。プロパー職員については、退職者不補充とされており、令和 3 年度までは要員 21 名を基本としてきたところでございますが、令和 4 年度から一部県営住宅に指定管理者制度が導入されたことを受け、令和 3 年度末に事務員 2 名が退職、さらに令和 4 年度末に事務員 2 名が退職となり、要員見直しが行われたところでございます。また、令和 4 年度末をもってプロパー職員が 1 名定年退職を迎え、県の派遣職員 1 名については、当初の計画通り令和 4 年度末をもって終了とされております。

(8) 人件費の抑制でございます。平成 17 年度から実施しておりますプロパー職員の給

料手当に関する人件費の縮減方策を継続しているところでございます。削減内容は、職員給料の 5%の削減、管理職手当の 50%削減でございます。なお、公社職員の給料表は、山梨県職員の給与条例に規定する行政職の給料表に準じており、その給料月額をもとに 5%カットが行われております。

以上、令和 5 年度における第三次改革プランの実施状況につきましては、県と公社が連携して取り組みを進めた結果、借入金の返済、公社保有資産の整理など、経営方針に沿って着実に取り組みを進めたところでございます。

説明は以上です。

(委員長)

委員の皆様方、質問がありましたらお願いします。

(委員)

資料 1 の損益の状況の「事業収益」ですが、経営評価書の「営業収益」と金額が違うように思いますが、補助金収入が入っていて違うという認識でよろしいですか。

(所管課)

公社の事業利益に県からの補助金を加えて経常利益ということになるので、考え方は委員ご指摘の通りでよろしいかと思います。

(委員)

負債の借入金ですが、短期借入金 6 億 8,000 万円は来年全部返すということですか。

(所管課)

金融機関からこの金額を年度末に借りておりまして、この金額については、翌年度の 4 月当初に県からの貸付金と補助金をもって返済をするということで、借入期間を 1 年未満にすることができたため、今まで長期借入金として計上していたところが、返済が 1 年未満に予定される債権ということで、短期借入金に計上されています。金融機関からの借入期間については、年度末から年度当初にかけての 1 日～2 日間でございます。

(委員)

県に返済するのは 1 年以上かかるのではないですか。

(所管課)

この短期借入金は、金融機関との関係の借入で 3 月 31 日時点に残高があった、ということでございます。県は、年度当初に貸付金と補助金を公社に交付して、年度当初に貸

し付けた金額については、公社から年度末に返済を受けているところです。

(委員)

そういうことであれば短期借入金だと思いますが、流動負債に入れてしまうと、色々と指標が変わってくるのかなと思いました。

(所管課)

経営評価で流動比率などが出てくるので、今まで固定負債に位置付けられていた借入金が短期借入金に組み替えられたことで、指標の連続性が見えにくくなると認識しています。

(委員長)

他にご質問はございますでしょうか。

質問は以上でということで、それでは住宅供給公社については、これで終了とします。

③ 山梨県土地開発公社

(委員長)

続きまして、土地開発公社の改革プランの実施状況について、所管所属よりご説明をお願いします。

(所管課)

令和 3 年度から令和 6 年度における改革プランの実施状況と、令和 5 年度末における公社の財務状況につきまして、ご説明させていただきます。

資料 1 山梨県土地開発公社改革プランの実施状況をご覧ください。

1 ページについて、改革プランの概要となっております。改革プランは、健全な経営の継続が困難な公社のあり方につきまして基本方針を示したもので、平成 22 年 12 月に策定、その後、平成 25 年、29 年、令和 3 年と改定して参りました。このプランに基づきまして、公社では、新規事業は行わない、プロパー職員は配置しない、令和 19 年度までに債務処理を終了させて公社を解散するといった基本方針に則って業務を進めております。

次に、債務処理についてですが、公社の債務は 2 つございます。1 つは米倉山造成地に関わる債務、それからもう 1 つは、市川三郷町大塚地区拠点工業団地に関わる債務となっております。これらの債務につきまして、県からの短期無利子貸付金と、債務処理補助金によりまして、令和 19 年度までに解消することが基本的な考え方となっております。

資料 1 の 2 ページをご覧ください。改革プランの実施状況についてご説明させていただきます。

1 の進捗状況です。2 つございます。1 つは、先ほど説明しました債務につきまして、改

革プランに基づく、県からの債務処理補助金等によりまして、計画どおりの縮減がされてございます。2つ目ですけれども、市川三郷工業団地の1区画を平成26年から太陽光発電施設の用地として、民間企業に貸しております。その賃貸料等の収入、それから土地の管理につきましては、安定的に推移しているということがそちらに記載されております。

資料の3ページをご覧くださいませでしょうか。

2の債務処理の状況につきましては、債務処理の金額等はそちらの表にあるとおりになってございます。

3の公有地取得事業につきましては、改革プランに基づきまして、平成23年度以降、新事業は実施しておりません。

4の土地造成事業につきましては、市川三郷工業団地における太陽光発電施設用地の貸し付けにつきまして、詳細が記載されております。貸付期間は平成26年から令和17年までの21年間、契約の相手方は株式会社Y E G。貸付料は年間1780万円となっております。現在も契約のとおり、貸付の収入は受けている状況になってございます。

次に5のあっせん事業につきましては、改革プランに基づきまして、平成23年度以降新たな事業は実施しておりません。

4ページをご覧くださいませでしょうか。

7の未収金（破産債権）の状況についてです。この破産債権は、中央市にありますビジネスパークという工業団地内の2区画において、売却した相手方が破産したことによって発生したもので、未収金額として回収見込額と貸倒引当金を合わせた金額が計上されております。令和4年度までは、土地の2区画分5億1,000万円を計上しておりましたが、令和5年7月に、そのうちの1区画の土地におきまして、土地所有者から公社債務の支払いがございまして、これを受け入れたところです。これにより、令和5年度以降は、残る1区画の破産債権として回収見込額1,000万円、貸倒引当金1億8,000万円、計1億9,000万円を計上している状況であります。引き続き、公社としましては土地の所有者との折衝、情報収集などを行いまして、債権回収に努めて参る所存でございます。

次に、資料の5ページをご覧ください。ここからは当公社の財務状況についてのご説明になりますが、6ページの損益計算書と、7ページの貸借対照表をもってご説明させていただきます。

損益計算書になります。表中の当年度欄は、令和5年度を指します。前年度欄は、令和4年度を指しますので、ご承知おきいただきたいと思います。

まず、1事業収益ですが、(1)(ア)造成地賃貸収益1,780万円は、市川三郷工業団地の太陽光発電施設用地の貸付料になってございます。

次に、2事業原価ですが、(1)(ア)造成地賃貸原価237万円余りにつきましては、太陽光発電施設の貸付用地の土地の固定資産税になっております。

4の事業外収益について、(2)(ア)補助金2億3,045万円余りですが、これは米倉山造成地と市川三郷工業団地に係る県からの債務処理補助金となっております。

6の特別利益になります。ビジネスパーク 1 区画の抵当権抹消に関わる収入等になってございます。

これらの結果、一番下になります令和 5 年度の当期利益は 3 億 2,322 万円余りとなりました。

続きまして、7 ページをご覧ください。公社貸借対照表になります。

Ⅰ 資産の部の 1 (2) 事業未収金 857 万円余りですけれども、現在、土地開発公社と道路公社、それから住宅供給公社は、管理部門が一元化されておりまして、土地開発公社が、道路公社、住宅供給公社の共通経費、オフィスの賃貸料であるとか、職員、専務理事の給与とか、そういったものの共通経費を立て替えた金額となっておりますが、これらの金額つきましては、4 月までにすべて納入済みとなっております。

2 固定資産 (1) (ア) 構築物が 1 円になってございますけれども、これは、山梨ビジネスパーク内に調整地がございます。もう資産価値のない調整地となっておりますけれども、これを会計上、備忘価額 1 円として計上しているものでございます。

次に、(2) (ア) 賃貸事業の用に供する土地 5 億 1,265 万円余りは、市川三郷工業団地の太陽光施設用地の簿価となっております。(イ) 預り保証金引当特定預金 3738 万円は、太陽光施設用地の貸し付けに当たりまして、事業者から契約保証金として預かっている金額となっております。続きまして、(ウ) 破産債権 1 億 8,779 万円余りは、ビジネスパークの残り 1 区画の未収金となっております。すでに相手先が破綻しておりますので、貸倒引当金 1 億 7694 万円余りを計上しております。

続きまして、負債の部になります。負債の部 1 (2) 短期借入金 58 億 9,815 万円余りは、金融機関からの短期借入金です。県の債務処理補助金によりまして、金融機関からの借入れを計画的に縮減しておりますので、これに応じて、令和 4 年度と比べて減少している状況になってございます。

次に、2 の固定負債になります。(1) (ア) 預り保証金 3,738 万円は、太陽光発電施設の貸付が終了したとき、公社から事業者に戻す、返戻の金額となっております。

これらを計上しまして、資産の合計は下から 2 番目にございます、マイナス 51 億 3,249 万円余りとなっておりますが、令和 4 年度に比べますと、3 億 2,322 万円余りの債務の縮減が図られたという結果になってございます。

説明は以上になります。

(委員長)

委員の先生方、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

資料 1、6 ページの損益計算書の末尾に、当期利益（損失）と当期純利益（損失）に同じ数字が出ており、貸借対照表では当期利益（損失）が出てきていますが、当期純利益と

当期利益の違いは为什么呢。

(所管課)

公社の会計上の標記になっておりまして、違いについては、またこちらの方で調べて事務局を通してお答えしたいと思います。

(委員)

資料 1 の 3 ページ、2 債務処理の状況で、市川三郷の債務の推移が出ていますが、資料 4 の債務処理のスキームと合わないところがあるように思います。資料 1 では、令和 6 年 3 月現在 3.5 億円ですが、資料 4 では、県貸付金 2.2 億円、県補助金 0.3 億円ですから、2.5 億円になります。

(所管課)

委員のご指摘のとおりです。資料 1、3 ページの債務処理の状況で 3.5 億円となっていますが、2.5 億円の可能性があります。再度確認し、修正等の有無につきまして、事務局を通じて伝えるようにいたします。

(委員)

資料 1、7 ページの貸借対照表について、前年度と比べて、破産債権も貸倒引当金も大幅に数字が減っています。当年度中に不良債権の貸倒処理を実行したというように思われますが、この貸倒実行の対象はどのようなものだったか、ご説明いただけますでしょうか。

(所管課)

当年度というのは令和 5 年度になりますが、この令和 5 年度中に、中央市にあります、ビジネスパーク 2 区画分の破産債権のうち 1 区画分、相手方から債務の支払いがございまして、その分、貸倒引当金を当年度のときに差し引いたという形になっております。金額の減少は、1 区画分の債務処理が終わったことの影響になっております。

(委員)

そうすると、1 区画分は貸倒処理を実行して、残り 1 区画分が、当年度の破産債権の金額と貸倒引当金の金額という理解でよろしいでしょうか。

(所管課)

はい。そのとおりです。

(委員長)

他にご質問ございますか。無いようですので、質疑を終了します。

引き続きまして土地開発公社の改革プランの改定案について、所管所属よりご説明をお願いします。

(所管課)

プランの改定案につきまして、ご説明させていただきます。資料 4 と資料 5 の 2 点になります。

まず、資料 5 の目次をご覧ください。プランの構成についてご説明させていただきます。目次の第 1、改革プランの策定（平成 22 年 12 月）までの経緯、第 2 の改革プランの策定（平成 22 年 12 月）後の状況の 3 実施期間（平成 29 年 4 月から令和 3 年 3 月）の状況までにつきましては、現行のプランまでの経緯等を記載してございます。4 の実施期間、令和 3 年 4 月から令和 7 年 3 月の状況におきまして、現行のプランの改定後から現在までの経緯等を記載してございます。

次に、第 3 の公社の現状ですけれども、ここでは、公社の事業概要、財務状況、米倉山造成地や、市川三郷工業団地の債務処理の状況等を記載してございます。

次に、第 4 の改定後の改革プランの実施期間、実施方針ですが、ここでは、新しい改革プランの実施期間、残務処理、改定後のプランにおける債務処理について具体的に記載をしてございます。

以上、第 1 から第 4 までの構成になってございまして、最後のページに、債務処理のスキーム図を掲載してございます。

続きまして、今年度末に改定を控えております、新しい改革プランの中身につきまして、ご説明させていただきます。資料 4 をご覧ください。

まず、1 山梨県土地開発公社の経緯でございますけれども、バブル経済崩壊後の地価の下落によりまして、経営が悪化しました。自主的な再建が困難となったことから、平成 19 年 12 月に、行政改革大綱を策定しまして、米倉山造成地を県が簿価で取得をしました。残りの債務を補助金によりまして、30 年間で債務を解消することとしてございます。その後、平成 22 年 12 月に改革プランを策定しまして、県からの補助金により債務を解消し、平成 49（令和 19）年度に公社を解散することとしてございます。その後、平成 25 年、平成 29 年、令和 3 年にプランを改定しまして、今年度、現行のプランの実施期間が終了することから、改革プランの改定を行うものでございます。

次に、2 現行の改革プランの概要でございしますが、実施期間は令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間となっており、主な実施方針としましては、市川三郷工業団地の販売を断念した分譲地は、太陽光発電施設用地として貸し付けを継続するとしています。2 つ目が、米倉山造成地に係る借入金と市川三郷工業団地の修復等にかかる借入金の処理は、これまでの方針を継続しまして、債務処理を進めるとしてございます。

次に、3 状況の変化でございしますが、こちらは山梨ビジネスパークにおける未収金

の一部解消についてです。中央市のビジネスパークにおける売却済みの土地につきまして、令和 5 年 7 月に、土地所有者より、抵当権抹消料として未収金の一部を回収いたしました。抵当権抹消料は、令和 5 年度に債務処理に充当してございます。

次に、4 公社の現状でございます。令和 6 年度末の見込みにおきまして、県が債務保証している借入金の合計は、56.7 億円。内訳は、米倉山が 54.5 億円、市川三郷工業団地が 2.2 億円でございます。それに対しまして、公社の手持ち現金は約 2.4 億円。新規事業は行わないために、今後は、市川三郷工業団地の太陽光発電施設用地の貸付料を除き、大きな収入の見込みはございません。

次に、5 改定の方向性でございます。ここからが新しいプランの内容になって参ります。前回の改定時から新型コロナウイルス感染症による、社会経済情勢等の変化はございましたが、公社の経営に影響を及ぼすようなことには至らなかったため、主要な方針は継続をするとしてございます。

具体的には、6 実施期間・実施方針等でございますけども、(1) 実施期間は令和 7 年度から令和 10 年度の 4 年間。(2) 実施方針ですが、①公有地取得事業と③あっせん等事業は、残務処理が終了しておりますので、新規事業は行いません。②土地造成事業につきましては、今後も新規事業は行わず、市川三郷工業団地の太陽光発電施設の用地は、引き続き貸付を継続いたします。なお、この貸付の継続事業につきましては、多様な活用策等の可能性について、適時適切に検討を行い、その方向性を目指すとしてございます。続きまして、(3) 職員体制ですが、平成 25 年度までにプロパー職員が皆退職をしております。引き続き、プロパー職員は配置しません。次に、(4) 債務処理につきましては、米倉山造成地の債務 54.5 億円と市川三郷工業団地の債務 2.2 億円について、県からの無利子貸付金と債務処理対策補助金により、計画的に処理し、債務処理が完了する令和 19 年度に公社を解散するとしてございます。

資料の中ほどに、債務処理のスキームがございますので、そちらをご覧ください。上段が米倉山の債務でございます。令和 6 年度末の債務が 54.5 億円となっております。この債務を令和 9 年度までは毎年 2 億円、令和 10 年度から令和 18 年度までは毎年 5 億円、最後の令和 19 年度は、3.5 億円の債務処理補助金によりまして、処理を行うとしてございます。下段が市川三郷工業団地の債務でございます。令和 6 年度末の債務は 2.2 億円となりますが、この債務も、令和 16 年度まで毎年 0.3 億円、令和 17 年度は約 0.2 億円の債務処理対策補助金によりまして、処理を行うとしてございます。どちらもこれまでのスキームと変更はございません。

最後に (5) 改革プランの点検評価でございます。点検評価につきましては、毎年度、プランの実施状況を経営検討委員会にご報告させていただき、ご意見を頂戴した上で、その内容を公社の運営に反映して参ります。なお、公社の経営に重大な影響を及ぼすような状況の変化があった場合には、必要に応じてプランを改定して参ります。

説明の方は以上となります。

(委員長)

委員の皆様、ご質問ありましたらお願いします。

特にないようですので、以上で土地開発公社について審査を終了します。

④ (公財) 山梨県環境整備事業団

(委員長)

続きまして、環境整備事業団の経営評価について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

公益財団法人山梨県環境整備事業団についてご説明申し上げます。

当該法人は、明野の山梨県環境整備センターについて、埋立地からの浸出水を処理する施設の維持管理を行っております。センターの整備運営により生じた損失については、県の経営支援補助金により補填を受けております。また、山梨県市町村総合事務組合から委託を受け、境川の一般廃棄物最終処分場の運営及び維持管理を行っております。

評価結果については、「流動比率」こちらは 3 期とも 100%未満となっており、「将来負担見込」により将来負担が見込まれていること、そして「債務処理補助等」の警戒指標 3 項目に該当していることから、総合評価は、前年度に引き続きD評価となっております。

総合的所見についてですが、普及啓発事業の職員 1 人当たりの役務提供実績が低下したため、効率性の評点が若干低下した。環境整備センターに関しては、令和 7 年度以降も、引き続き、埋立地からの浸出水の処理を行う必要性が確認されており、53 億 1900 万円程度と見込んでいた最終赤字額について、令和 7 年度以降もセンターの維持管理を継続する必要があることから、その拡大が懸念されております。今後も引き続き、一般廃棄物最終処分場の運営・維持管理に係る受託業務を適切に遂行するとともに、環境整備センターについては、効率的な管理運営と収支計画の見直しを行い、策定予定の第五次改革プランに基づく県の財政支援の下で赤字額が縮減できるよう、財務健全化に向けた取り組みを着実に継続する必要があると考えております。

また、A3 横版の令和 6 年度県出資法人経営評価総合的所見について、「損失補償等」という文言がございます。こちらにつきましては、先ほどの農業振興公社と同じように、いわゆるいざというときの保証人的な意味なのか、それとも実際に返済ができなくて県の方で補填をしたのかを確認しましたところ、いざというときのために、山梨県と金融機関の方で保証契約を結んでいる状況ということで、実際に損失補填してる状況ではないということを確認しておりますので、その点について補足させていただければと思います。

説明につきましては以上になります。

(委員長)

ただいま事務局から説明がありましたが、委員の先生方、ご質問ご意見をお願いします。

(委員)

所見案の「損失補償」について、農業振興公社と同じように「補償」でなくて、「保証」に修正するということで、よろしいでしょうか。

(事務局)

総合的所見の記載につきましては、損失補償と債務保証は異なることを委員の皆さまにお話いただいておりますので、そのような方向で修正をしようかなというところではあります。が、改革プランの審査を受けた法人の多くが補償契約をしてるところが多く、これまで損失補償の用語を使っており、こちらについても債務保証というような言葉に変えるのであれば、他の法人も含めて影響が大きくなってしまいうところがあります。用語の意味として、委員の皆さまのご経験ご所見から、債務保証が適切だというようなことがあれば、そのような方向でプランの方も変更する必要があるのではないかと考えています。

(委員)

他法人でも混同して使われてるところがきっと出てくると思います。これらの用語の違いを理解する場合には、債務保証という「保証」を使う用語は事前で、まだリスクは現実化してない状況のときに使う感じだと思います。それに対して、今回の損失補償の方の「補償」は、事後で実際にもう穴埋めを処理したときに使う用語だと思います。事前と事後で意味は違いますので、他の法人もチェックしたときに、事前だったら保証、実際に補償した後であれば補償という形になるので、修正する際は気をつけていただければと思います。

(委員)

債務保証は保証債務を負うという話で、損失補償とは別の話です。実態がどうなのかも含めてご検討いただく必要があると思います。今回は総合的所見をどうするかだと思いますので、まずは所見について正しい内容に直したものを出すのがいいのではないかと考えます。

(事務局)

承知しました。まず総合的所見のお話をさせていただいておりますので、その点につきましては、これは文脈的に保証契約をしてる意味合いになりますので、こちらにつきましては損失補償ではなく債務保証に変更するように考えています。

(委員長)

他にご意見ご質問ございますでしょうか。

(委員)

所見案の 1 つ目「経営支援補助金の交付や短期無利子貸付及び損失補償等の財政支援を受けており、県の将来負担が見込まれること、及び流動比率が 3 期連続 100%未満であることから、警戒指標 3 項目に該当」とありますが、要するに警戒指標 3 項目に該当してるから D 評価だという趣旨だと思います。県の将来負担が見込まれること、流動比率が 3 期とも 100%未満に加えて、もう 1 指標は「過去の事業により発生した債務処理のための補助を県から受けている」ということだと思いますので、その表現に合わせた分類、記載をした方がいいかなと思います。

(事務局)

委員にご指摘いただいたとおり、3 項目に沿った表現で記載を修正したいと思います。

(委員)

所見案の 3 つ目最後が、「その拡大が懸念される」という表現になってます。令和 6 年度末で管理終了予定だったのが令和 7 年度以降も処理を行うということになっているので、最終赤字額について大きくなることは、もう避けられない状況ではないかと思います。そうすると、可能性があるかどうかという「懸念される」ではなく、赤字額は拡大することは可能性が非常に高いということを反映した表現にさせていただいた方がいいかと思います。

(事務局)

表現を改めさせていただきたいと思います。

(委員長)

委員の先生方、他にご意見ご質問はございますでしょうか。

「懸念」という言葉を修正する点については、委員の先生方、内容については、事務局から修正案をいただいて、私にご一任いただくということによろしいでしょうか。(委員同意)

(委員長)

続きまして、環境整備事業団の改革プランの実施状況について、所管課よりご説明をお願いします。

(所管課)

実施状況につきまして、用意させていただきました資料は、資料 1 から 3 でございます。

第四次プランの実施状況、プランの概要、本文となっておりますけれども、資料 1 の実施状況に基づきましてご説明をさせていただきます。

それでは資料 1 の 1 ページをお願いいたします。

まず、山梨県環境整備センター（明野処分場）についてでございます。環境整備センターは、平成 21 年 5 月に公共関与による管理型の最終処分場といたしまして、操業を開始いたしました。二度の漏水検知システムの異常検知の発生により、平成 25 年 12 月に施設を閉鎖いたしました。平成 27 年 1 月に最終覆土を完了いたしました。令和 5 年度においても、これまでと同様に、施設の安全性に十分注意しながら、維持管理を行い、浸出水等の水質検査などの環境モニタリングを実施してきました。

次に、(2) 一般廃棄物最終処分場（かいのくにエコパーク）についてでございます。県内に一般廃棄物の最終処分場がない状況を踏まえ、山梨県市町村総合事務組合が主体となり、県内市町村の一般廃棄物を対象とする処分場として整備したものでございます。その整備及び管理を事業団が受託し、現在職員が常駐し管理を行っているところでございます。施設の概要の表にありますように、埋め立て完了は令和 20 年度であり、その間事業団が管理を受託する契約を結んでいるところでございます。令和 5 年度における廃棄物の受け入れ状況は、一番下の表に記載した通りでございます。

2 ページをお願いいたします。令和 5 年度決算についてでございます。損益の状況でございますけれども、3 ページの正味財産増減計算書によりご説明をさせていただきたいと思っております。表中のⅠ一般正味財産増減の部、1 経常増減の部ですが、(1) 経常収益は、県からの補助金、指定正味財産からの振替、受託事業に係る収入、管理費負担金収入、維持管理引当金取崩収入等であって、合計で 2 億 5,700 万円余でございます。県からの補助金につきましては、経営支援と、環境モニタリングの 2 種類がございまして、合計で 8,900 万円余となっております。受託事業収入の運営・維持管理委託料収入 1 億 4,600 万円余につきましては、山梨県市町村総合事務組合から受託した一般廃棄物最終処分場事業の運営、維持管理に係る委託料でございます。維持管理引当金取崩収入 250 万円は、維持管理引当金の一部を令和 5 年度の環境整備センター明野処分場の維持管理費に充てるために取り崩したものでございます。

次に、(2) 経常費用でございますが、施設の減価償却費 2,800 万円余、一般廃棄物最終処分場の運転維持管理業務や、環境整備センターの水処理施設の運転管理に係る委託費 1 億 7,300 万円余、その他といたしまして人件費などで、合計 2 億 5,700 万円余となっております。事業損失を補填するため、県から財政支援を受けていることから、当期経常増減額は 0 円となっております。

次に、経常外増減の部ですが、経常外収益、経常外費用はございません。

以上により当期一般正味財産増減額は 0 円となっております。

次に、Ⅱ指定正味財産増減の部でございます。指定正味財産は、過去に県から交付を受けた施設整備に係る補助金について、施設の減価償却等に応じた額を一般正味財産に振り

替えをしております。令和 5 年度は 1,100 万円余を振り替えております。この結果、Ⅲ正味財産期末残高は 1 億 300 万円余となっております。

4 ページにつきましては正味財産増減決算計算書の会計別の内訳でございます。

次に 5 ページをお願いいたします。(2) 資産及び負債の状況について、貸借対照表によりご説明をさせていただきます。

表中のⅠ資産の部は、現金預金等の流動資産が 1 億 8,300 万円余、建物等の固定資産が 3 億 1,500 万円余となっており、資産合計は 4 億 9,900 万円余となっております。次に、Ⅱ負債の部でございますが、短期借入金等の流動負債が 3 億 8,300 万円余、固定負債である維持管理引当金が 1,200 万円余となっており、負債合計は 3 億 9,600 万円余となっております。この負債合計と、Ⅲ正味財産合計 1 億 300 万円余を合わせ、負債及び正味財産合計は 4 億 9,900 万円余となっております。

次に 6 ページをお願いいたします。3 の経営改善に向けた取り組みについてでございます。まず(1) 環境整備センター明野処分場の維持管理コストの縮減についてでございます。浸出水処理施設運転管理等業務委託等において、引き続き長期継続契約を実施するとともに、浸出水の状況に応じて、水処理施設の運転をきめ細かく管理することにより、電気料等の縮減を図りました。次に(2) 要員計画の見直しについてでございますが、令和 5 年度は、県派遣職員等 8 名の体制になっており、事業内容に大きな変更はございませんので、前年度と対比して人員に増減はありませんでした。次に(3) 経営支援補助金についてであります。1 経営支援補助金の概要ですが、この補助金は、事業団の運営により生じた事業損失を補填するためのものでございます。2 令和 5 年度決算でございますが、令和 5 年度の事業損失は約 8,600 万円となり、県は、損失を補填するため、同額の経営支援補助金を交付しました。

環境整備事業団における令和 5 年度の改革プランの実施状況の説明は以上となります。

(委員長)

委員の皆様、ご質問がございましたらお願いします。

(委員)

資料 1、6 ページ「3 経営改善に向けた取り組み」について、(3) 経営支援補助金について、2 令和 5 年度の決算についてですが、令和 5 年度の事業損失は約 8,600 万円となり、同額の経営支援補助金を交付したとありますが、この事業損失が 3 ページの正味財産増減計算書のどこの数字から読み取るのか、教えてください。また、同額を県からの補助金で受け取ったとありますが、正味財産増減計算書の令和 5 年度(1) 受取補助金は 8,900 万になっていますので、数字の繋がりについてご説明いただけますでしょうか。

(所管課)

受取県補助金 8,990 万円のうち、410 万ほどは、環境整備センターが水質測定を行っているモニタリングに対する補助として支出しております。ですので、8,600 万円が経営支援補助金、加えて 410 万円が環境モニタリング費用ということで、合計 8,990 万円ということになります。

正味財産増減計算書では損失額が読み取れない点ですが、経営支援補助金額がすでに交付されていて収入として受け取っているということで、Ⅰの一番下の当期経常増減額がゼロとなるように、経営支援補助金が交付されておりますので、直接その損失額が読み取ることが数字としてはできないという状況です。

(委員)

5 ページ貸借対照表について、現金預金がかなり大きく下がっていて、他方で、未収入金は倍額以上にはね上がっています。この現金預金の大幅な減少と、未収入金の大幅な増加の理由が分かれば教えていただけますか。現金預金と未収入金の増減が同額ぐらいで流動負債の総額としては変わらず流動比率には影響を与えないのですが、内訳で大きく動いているので、実態によっては何かしら問題がある可能性があると思い、お聞きしました。

(所管課)

未収金が、令和 4 年度に対して 3,000 万円以上増加してはるんですけども、令和 4 年度に受領すべき受託事業収入が、令和 5 年の 4 月になってから受託料として収入したため、未収金が増加している状況です。

現金預金の減少については、また改めて確認した上でご回答させていただきたいと思います。

(委員長)

他の委員の先生方いかがでしょうか。

ないようですので、引き続き、環境整備事業団の改革プランの改定案につきまして、所管課よりご説明をお願いします。

(所管課)

それでは第五次プランについて、ご説明をさせていただきます。

まず、第五次プランの策定にあたりまして、これまでの状況を簡単にご説明させていただければと思います。

繰り返しになりますが、明野処分場については、平成 25 年 12 月に施設の閉鎖を決定いたしましたして、平成 27 年 1 月に最終覆土を完了いたしました。最終覆土完了から 10 年後の令和 6 年度である、本年度末をもって処分場の維持管理を終了する予定でしたが、しかしながら、埋め立て地を通った雨水を集めた浸出水中のホウ素とマンガンの 2 項目が、

公害防止協定に定める排水基準に適合せず、令和 7 年度以降も維持管理を続けていく必要が生じた状況でございます。

そこで、今後の維持管理の見通しを立てるために、昨年 7 月に知事の附属機関といたしまして、山梨県環境整備センターにおける水質予測等調査検討委員会を設置いたしました。調査検討委員会の答申は間もなく出る予定ですが、ホウ素とマンガンが協定に定める排水基準以下になるまでには、10 年から 15 年程度の期間が見込まれると予測されました。このため第五次改革プランの 4 年間は、現状の維持管理を継続するものとして策定してございます。

第五次改革プランに関する資料は、資料 4 としまして A3 版の概要案と、資料 5 としまして本文案でございます。

それではまず、資料 4 の概要案をご覧ください。資料の左半分は、これまで説明をいたしました経緯等が記載されておりますので、その内容は、第四次改革プランの概要版と同一で変更がない状況でございます。資料右側の第 2、これまでの経営改善の取り組みについてでございますが、まず 1 の第一次改革プランにおいて、廃棄物の受け入れを行っていた期間でございましたので、主に搬入確保対策の取り組みを進めていたことを記載してございます。2 の第二次改革プランは、施設閉鎖に伴い策定したプランでございまして、環境整備センターの収入がない中での取り組みとなっております。このため内容としては、コスト縮減が取り組みの主体となっており、具体的には埋め立て地からの浸出水の処理経費の縮減や、甲府と明野の 2 ヶ所に分散していた事務所の統合、それに伴う要員の合理化などを進めて参ったところでございます。また 2 度の漏水検知システムの異常検知に伴い発生した損害に対し、施設の施工業者、埋め立て管理業者に対する損害賠償請求訴訟の提起や、県としては引き続き経営支援補助金による財政支援、人的支援を実施してきたところでございます。3 の第三次及び第四次改革プランにおきましては、引き続き維持管理コストの縮減に取り組み、業務内容の精査や要員の合理化を進めて参りました。廃棄物処理法の規定により、処分場の維持管理終了には 2 年連続して、浸出水の水質が排水基準に適合する必要があるございますが、第四次期間中の令和 5 年の 1 月に事業団が実施したモニタリングの調査によって、浸出水中のホウ素とマンガンの 2 項目が排水基準に適合せず、令和 7 年度以降も維持管理を継続する必要があることとなりました。

続きまして資料 5 の本文の方でご説明をさせていただきたいと思ひます。表紙をめくっていただきまして目次になります。1 ページ目から 14 ページまでは、これまでのプランの内容の記載ですので、15 ページ以降、第 3、環境整備センターの収支の見通しについてから説明をさせていただきたいと思ひます。

それでは本文の 15 ページをお願いいたします。収支の見通しでございますが、1 つ目のマルから 3 つ目のマル、ここには令和 6 年度末までに維持管理を終了できなかったことや、今後の維持管理の見通しをつけるために調査検討委員会を設置したこと、その結果、今後 10 年から 15 年程度の維持管理期間が見込まれる旨の答申を近々いただく予定ですけれど

も、記載してございます。

次に、4 つめのマルのところをご覧ください。第五次プラン期間中の 4 年間、県が投入する経営支援補助金額として見込まれる 5 億 500 万円を、赤字額として記載してございます。さらに、第五次プラン最終年度である令和 10 年度末までの累積赤字額として見込まれる 54 億 8700 万円についても記載をしてございます。この累積赤字額の意味合いでございしますが、これまで県が処理した事業団の損失補填額の累計に、今後 4 年間の補填見込み額の推計額を加えた額ということで出してございます。なお累積赤字額とさせていただいておりますのは、維持管理終了期間の終わりの時期が現時点では見込むことができないため、最終赤字としてではなく、累積赤字ということで、見込み額を出させていただいているところでございます。

ページの中ほど下に表を記載しておりますのでご覧ください。表中の令和 6 年度の列を下にご覧をいただいて一番下の期末残高でございますけれども、マイナス 49 億 5,600 万円が、今年度末までの累積赤字の見込み額となります。そのまま右の方に見ていただきまして、54 億 8,700 万円でございますが、これは令和 10 年度末の累積赤字の見込み額となりますので、その上の数字が、差額の 5 億 3,100 万円が、第五次プラン期間中 4 年間に増額する事業団の赤字見込みということになります。この額を 4 年間で割り戻しますと毎年 1 億 3,200 万円程度の赤字となる見込みでございます。これまでセンターは年間 1 億円の赤字といわれて参りましたけれども、単年度の赤字が増加する原因といたしましては、物価高騰などに加え、15 ページの本文の下から 2 つ目のマルにも記載をさせていただきましたけれども、近年新たな問題として注目されている有機フッ素化合物、P F O S ・ P F O A の除去に要する費用負担が新たに生じることになったためでございます。このような原因によって、年間の維持管理経費が増加する見込みとなりました。

次に、16 ページをお願いいたします。経営改善に向けた今後の取り組みについてでございます。

1 にありますとおり本プランの計画期間としては、これまでと同様 4 年間として、令和 7 年度から 10 年度までといたします。

2 の経営方針につきましては、調査検討委員会の答申が間もなく出ることから、このプランにも答申を参考とする旨を記載いたしました。2 の経営方針ですけれども、累積赤字額の拡大抑制に向けては、周辺生活環境の保全を第一に、答申を参考として、北杜市や地域住民への丁寧な説明を行う中で、合理的な観点から、センターの維持管理コストの削減についても検討を進め、効率的な運営に努めていくこととしております。有機フッ素化合物である P F O S ・ P F O A については、周辺生活環境保全上の支障が生じないよう、県と事業団が連携して処理を行うとともに、処分場敷地内の地下水などについて、水質監視を実施する旨を記載してございます。

以上でございます。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。委員の先生方、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

要望として受けとめていただければと思いますが、15 ページで有機フッ素化合物の話が出ています。PFOS・PFOAの問題は急速に社会問題として浮かび上がっていて、地域住民なども非常に気にしているところだと思います。水質監視を実施することは当然のこととして、速やかな情報公開を心がけていただければ、県民は安心感を得られると思いますので、そういう姿勢でぜひ臨んでいただきたいです。

(所管課)

明野処分場では、県、市、環境整備事業団それから地域住民の方が入っております安全管理委員会がございまして、そこでしっかりと検査結果、それから処理の状況等につきまして、ご報告をさせていただいているところでございます。引き続き、この皆様方を始め、ご安心いただけるように、しっかりと情報の公開、丁寧な説明を行っていきたいと思います。

(委員長)

他にご質問ございますでしょうか。

ご質問もないようですので、以上で環境整備事業団については終了といたします。

これで本日予定されたすべての案件の審査が終了しました。

(以上)